

鳥取県告示第697号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りを許可したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

中国電力株式会社

2 事業の種類

特別高圧架空電線路 八東大内線No. 27～33経年鉄塔建替工事に伴う調査測量

3 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡八頭町大江字大林上エ、字小林、字四十杭、字下モ四十杭、字屋敷ヶ鳴、字鎧岩上エ、字ウワ段、字市ヶサコ、字鎧岩、字カミ上野口、字中谷上ミ分、字上ミ上野、字下モ上野、字下モナリ小谷、字荒神ノ奥上エ、字母ヶ平ル、字紙屋谷大谷口東平奥、字紙屋谷大谷口東平、字茗荷谷、字ゲンザウ、字祖母ヶ谷大杖、字祖母谷西平、字大谷口及び字立岩地内

4 立ち入ろうとする期間

平成24年10月24日から平成25年3月31日まで